# 地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会

(第4回)

事 次 第 議

平成24年9月26日(水)

13:30~15:30 総務省 6階 601会議室

### (議事次第)

- 1. 開会
- 2. 大屋委員発表 (アーキテクチャと政策について)
- 4. 意見交換
- 5. その他
- 6. 閉会

### (配付資料)

資料 1 大屋委員提出資料

資料2 行政強制と条例の関係についての論点・課題

資料3 行政上の秩序罰としての過料について

### アーキテクチャと政策

2012 年 9 月 26 日 名古屋大学 大屋雄裕

#### アーキテクチャによる規制

ローレンス・レッシグ(Lawrence Lessig, 1961-)「新シカゴ学派」(Lessig1998)

人々の行動を制約する要因=規制手段 regulator

旧シカゴ学派……法の非効率性を主張、市場による代替

新シカゴ学派……アーキテクチャと法、さらに相互関係に注目

### 規制手段の四つのモード……法・規範・市場・アーキテクチャ

具体例:地下道でホームレスが寝るのを止めさせるためにはどうしたらいいか?

法 刑事罰則の制定、警察力による取締り

規範 説得、共同体的な制裁

市場 代替財の価格操作(宿泊所の価格引き下げ)

アーキテクチャ 「社会生活の「物理的につくられた環境」」(Lessig1999)

行為が選択される環境自体を操作することによるコントロール

#### 細かい議論

網羅的か、それぞれは排他的か……おそらく否(eg. 市場は法と独立ではない)

規制は「法、規範、市場そしてアーキテクチャ」という「四つの圧力の合計」

「制約は別個のものでありながら、しかし明らかに相互に依存している」

重要なのはどのようなアーキテクチャか……ソフトウェアとネットワーク(Lessig1999)

アーキテクチャに相当するものが、サイバー空間での行為を規制する。それがコード

反「ミッキーマウス保護法」 運動

Eldred v. Ashcroft, 537 U.S. 186 (2003)

→ 1998 Sonny Bono Copyright Term Extension Act

19 世紀半ばに自由を脅かしていたのが規範で、20 世紀初頭にはそれが国家の力で、20 世紀半ばのかなりの部分で自由を脅かしたのが市場だったなら、わたしの議論というのは、20 世紀末から 21 世紀にかけて別の規制手段——コード——こそが懸念となるということを理解すべきだということだ。(Lessig1999)

政府=法・市場という「社会秩序の二勢力の連合」(Lessig2006)

#### アーキテクチャによる規制の特徴

事前規制 行動の可能性自体を、意識されることなく消去してしまう。

だれも知らない違法行為をこっそり処罰する法律は、罰則対象になるふるまいを規制するのには役に立たない。(……)鍵は、鍵がドアをロックしているのを泥棒が知らなくても、泥棒を制約する。(Lessig1999)

法・規範=事後規制(特定の行為のあとに働く制裁)

規制への意識を通じて事前規制に転化する……理性的な主体が必要

確率性強い意志、特殊な選好を持つ個体には役に立たないかもしれない。

実験心理学的手法(喫茶店の BGM)

環境犯罪学・犯罪機会論(地域安全マップ(小宮 2005))

薄い前提 法や規範に比較して、より広範囲の個体を包含することができる。

痛みを感じ、それを忌避しようとすること。概ね一定の範囲の肉体のサイズ……

#### 監視との結合と活用

地下鉄ホームの監視システム《クロマティカ》(Lyon2001)

たとえばロンドンの地下鉄に導入された監視システム《クロマティカ》は、ホームの上であやしげなそぶりを繰り返す乗客を自動的に発見して警告を発するようになっているという。鉄道自殺者の多くが共通して取るような行動(ホームの端と内側のあいだを何度も往復してみる、とか)を抜き出し、同じように振る舞う乗客に対してあらかじめ注意を払えば、確率的には多くの自殺志願者の生命を救うことができるだろう。(大屋 2007)

ホームドア……アーキテクチャの権力

あるいはそもそも、ホームと線路のあいだを遮断するホームドアを普及させれば、電車が来る直前に線路に降りるという行動の可能性自体がなくなることになるだろう。アーキテクチャの権力は、我々の鉄道自殺する自由を奪うことになるのだ。(大屋 2007)

電子式のハクスリアン・ユートピア

オルダス・ハクスリー(Aldous Huxley, 1894-1963)『すばらしい新世界』(Huxley1932) 個体の計画的な生産と、化学薬品・条件付けを用いた教育  $\rightarrow$  徹底した階級制度階級ごとに体格・知能を規定されて生み出される。

物理的な階級の隔離……住居、交通手段

監視の結果に応じて自動的に構造が変わるような通路が登場したら? 「社会福祉は最良の治安対策」?

#### 注意すべき点:民間による活用

現代において拡大・浸透している監視・規制の主体は国家(だけ)ではない。

監視社会という概念は、非身体的な監視が社会に浸透した状況を指す。オーウェル的管理という全体主義的な危惧が主として国家による監視に関わるのに対して、監視社会という概念が示唆するのは、監視活動が久しい以前から政府官僚機構の手を溢れ出し、想像しうる限りの社会的水路に満ちているということである。国家は今なお、日常生活のモニタリングの多くを狙っているが、そうした政府の活動は、現に監視データを流通させている多くの領域のうちの、その一つでしかない。(Lyon2001)

監視技術 商店街・コンビニの監視カメラ→社会の隅々への浸透 情報収集 クレジットカード・ポイントカード・会員登録と特典

アーキテクチャ 空港の椅子・ホームドアや《クロマティカ》・ソフトウェア

国家と個人の中間にあったはずの存在――共同体や教会・企業を典型とする「中間団体」が国家の垣根を越えて肥大化し、相互接続し、世界規模で影響力を持っていくという事態が生じている。(……)それぞれの国家では「中間」にあるように見える団体は国家の境界を超えて相互に結合した統一体となり、国家とは別にわれわれ個人をコントロールし、われわれの行為に影響を与えようとする。情報の流通を握るものは国家から個々の中間団体へと移りかわっているのだ。(大屋 2008)

#### 規制の分散・国家による規制との相克

確率的な支配、柔らかい支配……アーキテクチャと監視の結合 我々に気付かれることなく、望むものを提供する/リスクを排除するシステム

著作物が不正にコピーされるのを防止したいとしよう。国家は「法」を用いて、すなわち特定のルールを明示し、それに違反したものに対して事後的に制裁を加えることによって、それを実現してきた。これに対し、例えばコピーしたあとのデータに自動的にその出自が埋め込まれてしまう電子透かしであるとか、ダウンロード後に一定の時間が経過すると再生できなくなってしまう動画ファイル、あるいはそもそも一部分のコピーを拒否するようなデータ形式がコードの書き手によって創造され、著作物を売る側に利用されていくとき、われわれには最初から問題行動(……)を行なう可能性が与えられないようになっていく。「法」が制裁の予告によってわれわれの自由を奪っていくのに対して、「アーキテクチャ」のもとでは行為の自由が最初から与えられないのだ。(大屋 2008)

「古代の専制者は命じた。汝、するなかれと。全体主義者は命じた。汝、すべしと。 我々は命じる、汝、かくなり、と」(Orwell1949)

### 政策論とアーキテクチャ

#### (1) 法に代わる規制手段としての可能性

事後規制システム(control ex post)としての法

典型的機能……(刑事)事後の制裁、(民事)事後の救済

救済を得るためには被害者の能動的な行為(+時間的・経済的資源)が必要事後規制の事前規制(control ex ante)への転化

予期的主体としての「個人」…行為の帰結を予想し、<u>悪い</u>結果を避けようとする 罪刑法定主義……人権保障=国家への制約/予測可能性の担保=統治の手段

問題点:「歪んだ」選好、予期能力を欠く主体

事後救済の機能しないケース

確信犯(マルチ商法)…救済の原資が失われている/存在しない <u>弱い</u>主体(サラ金問題)…法律を知らない/救済を受ける方法を知らない 不公正な契約(附合契約)…能力・知識の差異による自己決定能力の限界

#### 事前介入への転換

労働規制…契約自由の制限と国家介入

現実の格差・自己決定能力の限界を承認、実践的な妥当性

消費者契約法…格差の承認による「消費者の利益の擁護」

より徹底した事前規制へ……アーキテクチャの活用

不完全・不徹底な法・規範ではなく、反逆可能性すらない全面的な規制へ 足下の白線……個人の注意に依存/自由な意思決定の余地/「弱い」主体の問題 ホームドア……物理的遮断/完全かつ平等な制約

地域安全マップから、リスクとの接触を排除するアーキテクチャへ?

#### (2) 偏在化する規制への対抗

民間事業者によるアーキテクチュアルな規制……しばしば国家法と相克 コピーコントロール CD と著作権法上の例外

視覚障害者用誘導タイルとハートビル法(東横イン事件(2006))

近代……暴力の独占に裏付けられた国家法システム 現代……アーキテクチャという暴力なき規制 → 規制主体の分散化 対抗できるのか?……問題 中国政府によるグーグル・ヤフーへの圧力、検閲

### 参考文献

- ✓ 大屋雄裕『自由とは何か:監視社会と「個人」の消滅』ちくま新書、筑摩書房、2007。
- ✓ 大屋雄裕「電子化された社会とその規制」「電子化された社会とその制度」渡部明 他 『情報とメディアの倫理』(シリーズ〈人間論の 21 世紀的課題〉7巻)、第3章・第4章、ナカニシヤ出版、2008、pp.50-74.
- ✓ 大屋雄裕「ホラーハウス/ミラーハウス: 松原報告へのコメント」日本法哲学会編『法哲学年報 2009: リスク社会と法』有斐閣、2010、pp. 93-97.
- ✓ 大屋雄裕「情報化社会の個人と人権」愛敬浩二編『人権論の再定位 2 人権の主体』 法律文化社、2010、pp. 97-114.
- ✓ 小宮信夫『犯罪は「この場所」で起こる』光文社新書、光文社、2005。
- ✓ Aldous Huxley, *Brave New World*, Chatto and Windus, 1932. (オルダス・ハクスリー『すばらしい新世界』松村達雄(訳)、講談社文庫、講談社、1974。)
- ✓ Lawrence Lessig, "The New Chicago School", *Journal of Legal Study*, no. 27, 1998, pp. 661-691.
- ✓ Lawrence Lessig, *CODE: and other Laws of Cyberspace*, Basic Books, 1999. (ローレンス・レッシグ『CODE: インターネットの合法・違法・プライバシー』山形・柏木(訳)、翔泳社、2001。)
- ✓ David Lyon, Surveillance Society: Monitoring Everyday Life, Open University Press, 2001. (デイヴィッド・ライアン『監視社会』河村一郎(訳)、青土社、2002。)
- ✓ George Orwell, *Nineteen Eighty-Four*, Secker and Warburg, 1949. (ジョージ・オーウェル『1984 年』新庄哲夫(訳)、ハヤカワ文庫、早川書房、1972。)



レッシグと「新シカゴ学派」

- (旧)シカゴ学派
- 市場原理主義的な経済学
- 法的規制の非効率性 → 市場での代替を主張
- M.フリードマンなど
- レッシグ:新シカゴ学派
- 行動の制約要因:規制手段
- 社会学的分析 20's リアリズム法学の系譜 (ロスコー・パウンドなど)



社会の規制手段

法 LAW 刑事罰則の制定 警察力による取締り 刑事裁判と監獄での処罰

行為主体の自由な自己決定 需要/供給による調整 価格操作→主体の行動変化 規範 NORM 伝統の形成、宗教など

家庭教育、説得(夜回り先生) 共同体的制裁

ーキテクチャ ARCHITECTURE

「物理的につくられた環境」

ローレンス・レッシグ『CODE』

アーキテクチャの例



中部国際空港(日本)

仁川国際空港(韓国)



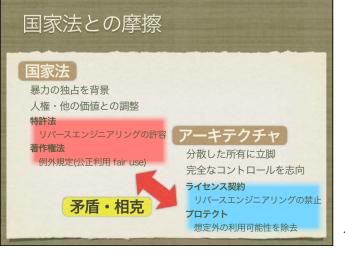
監視・規制の浸透と分散

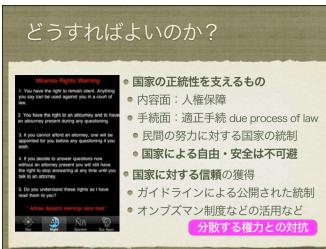
・規制手段の変化
・物理的な実力を背景とする国家=法
・所有に依存するアーキテクチャ=権力主体の拡散
・監視・情報・規制の分散
・監視カメラ:
全体で300万台以上?
・個人情報:消費を通じた取得
・アーキテクチャ













# 行政強制と条例の関係についての論点・課題

# 〇行政代執行法(抄)

第1条 <u>行政上の義務の履行確保</u>に関しては、別に<u>法律</u>で定めるものを除いては、 この法律の定めると**★**ろによる。

### 論点1:「行政上の義務の履行確保」の範囲

・即時執行(義務をあらかじめ命じられることを前提とせず、直接に行政 上の望ましい状態を実現する方法)を含むか

### 論点2:「法律」に条例を含むか

- ・条例により、新たな義務の履行確保の手段を創設できるか
- ・条例により、代執行の要件、手続きを変更できるか

第2条 法律(法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

論点3:代執行に係る行政の裁量と条例による統制

論点4:条例に基づく義務に関する代執行の実態はどうなっているか

論点1:「行政上の義務の履行確保」の範囲

即時執行(義務をあらかじめ命じられることを前提とせず、直接に行政上の望ましい状態を実現する方法)を含むか

【通説】即時強制は、行政代執行法1条の射程外(→法律に拠らず条例に基づいて即時執行を創設することができる)

※条例に基づく即時執行の創設を消極的に解する見解もある

原田尚彦「行政法要論」P228

条例で即時強制の根拠を定め直接強制に代替する機能を果たさせることが許されるかは疑問である。 基本的には消極に解すべきであろう。

【問題点】 直接強制(「行政上の義務履行の確保」に該当)は、条例で設けることができないため、 直接強制の対象とすることが適当な義務についても、便宜的に即時強制と位置づける 誘因が存在

横浜市プレジャーボート条例事件判決(横浜地裁 平12・9・27)

放置船舶の移動の指導、勧告、<u>命令</u>を発した後にこれに従わない場合、移動措置を講ずるという市条例の手続について、次のように判示

- ・履行要請を事前に行うことを要件としたいわゆる即時強制の方法(直接強制でない)
- ・少しでも余裕があるときは、まず、履行要請等を課すべきであって、いきなり即時強制を実施するのを避ける ことはむしろ望ましいこと
- 【課題】・立法論としては、地方自治体が、各義務の履行確保に最もふさわしい強制手段を選択で きるようにすべきではないか
  - ・例えば、行政強制の各手段に関する手続きや効果を統一的に定める通則法を制定し、地方自治体は条例でふさわしい手段を規定する仕組みが考えられるのではないか

## 論点2:「法律」に条例を含むか

・条例により、新たな義務の履行確保の手段を創設できるか

【通説】行政代執行法1条の「法律」に、条例は含まれず、条例により新たな手段を設けることはできない(2条の「法律」には、明文により、条例を含めていることとの対比より)。 ただし、公表、給付拒否のような新たな手段は、同条のいう義務履行確保の手段に含まれず、条例で設けることが可能

※条例による義務履行確保の手段の創設を積極的に解する見解もある

碓井光明「行政上の義務履行確保」(公法研究第58号P155)

- ・行政代執行法第1条は、同法以外に包括的な一般法を定めることはしないという方針を宣明したもの
- ・法律のほかに条例による個別的な執行権の創設を否定する意図をもつのではない
- ・条例で個別に定める限りにおいては、固有条例に基づく義務の履行としての代執行および直接強制も可能

# ・条例により、代執行の要件、手続きを変更できるか

### 【通説】代執行の手続きや要件の変更は、法律によることが必要

## 【問題点】条例により代執行の手続きを緩和しているように解されるものがある

### 自然公園における原状回復命令の略式代執行

	国立公園	国定公園	県立自然公園
環境大臣	〇 (自然公園法 34条2項)		
都道府県知事		〇 (自然公園法 34条2項)	× ( <u>*</u> )

- ※自然公園法には、都道府県立自然公園における 略式代執行を認める規定はない。
  - しかし、複数の都道府県では、自然公園条例において、代執行手続きの緩和(略式代執行の創設) を行っている例がある。

- 【課題】 ①立法論としては、自然公園法において、都道府県立自然公園についても、条例で定めることにより、略式代執行ができるよう規定すべきではないか
  - ②さらには、一般的に、条例により、代執行の手続きや要件を変更できるような仕組みを、 通則法で定めることが考えられないか

# 【参考】

# ○自然公園法

(中止命令等)

- 第三十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項者しくは第二十三条第三項の規定、第三十二条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、<u>過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは</u>、環境大臣 又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に これを行わせることができる。(以下略)

## ○北海道立自然公園条例

(中止命令等)

- 第22条 <u>知事は、道立自然公園について</u>、当該道立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第10条第4項 若しくは第11条第4項の規定、第12条の規定により許可に付せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者 から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原 状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(以下略)

# 論点3:代執行に係る行政の裁量と条例による統制

### 【通説】

〇代執行を行うか否かの判断は、行政庁の自由裁量とされてきたところ

(参考:第2回資料4P4 東京高判昭和42·10·26)

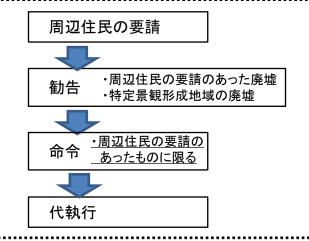
## 【問題点】

- 〇地方自治体の代執行に対する抑制的(消極的)な態度と相まって、代執行が適切に活用されない背景になっているとの指摘があるところ
- 〇これに関して、最近、代執行が見込まれる義務の命令について、住民のイニシアティブを導入する例が見られる

### 和歌山県景観支障防止条例 (平成23年制定)

(建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例)

- 〇廃墟の周辺住民は、知事に対し、建物所有者等に 除却などの措置をとらせるよう要請できる
- 〇知事は、建物所有者等に対し、除却などの措置を とるよう、勧告・命令できる
- ⇒従わない場合は、代執行の対象とすることを想定



【課題】 条例により、代執行に係る行政の裁量を統制しようとする動きをどう評価するか

- 積極的な法執行により国民一般の公益を実現するものとして肯定的な評価
- ・権力の濫用を招き、個人の権利自由が侵害される恐れがあるとして慎重な評価

# 論点4:条例に基づく義務に関する代執行の実態はどうなっているか

【現状】最終的な履行確保を重視した条例が制定されるようになっている。

### 京都府児童ポルノ規制条例(平成23年制定)

知事は、児童ポルノを所持する者に対して、廃棄等を命じることができる(8条)

【問題点】現行法上、条例に基づく義務について地方公共団体が一般的にとることができる強制 手段は、代執行のみであるが、

- ・代替的作為義務ではないのではないか (当人以外の者が、所持している児童ポルノをすべて特定できるか)
- ・直接強制に当たるのではないか
- 【課題】①現行制度の下で、独自に条例で義務を定める際には、履行確保の手段まで十分検討 するよう注意を促す必要があるのではないか
  - ②立法論としては、地方自治体が、各義務の履行確保に最もふさわしい強制手段を選択できるよう、例えば、手続きや効果を統一的に定める通則法を制定することが考えられないか【論点1再掲】

〇「過料」には、「①秩序罰としての過料」「②懲戒罰としての過料」「③執行罰としての過料」があるとされる。なお、過料を定めた法律は585本。

	①秩序罰としての過料		②懲戒罰としての過料		③執行罰としての過料	
民事上、行政上又は訴訟法上の秩序を維 持するために制裁として科されるもの		一定の職務に就いている者が職務上の義 務に違反した場合に科されるもの 例:裁判官分限法2条 等		一定の義務を義務者に履行させるために 科されるもの 例:砂防法36条		
·						
	①-a 訴訟法上の義務の懈怠に対するもの		①-b 行政上の義務	務の懈怠に対するもの		
	訴訟手続を維持するための 科されるもの	命令・禁止に違反したときに 行政上の目的を達成するための命令・禁止に違反したとき に科されるもの				
	例: ・民事訴訟の当事者尋問での虚偽の陳述 (民事訴訟法209条) ・刑事訴訟における証人の証言拒否 (刑事訴訟法160条)		法律に基づくもの	条例に基づくもの		
			例: 偽りその他不正の手 段による住民基本台帳 の閲覧(住民基本台帳 法51条)	例: 路上での喫煙・ポイ捨 て(千代田区生活環境 条例)		

※小早川座長等編「行政法の新構想Ⅱ『行政罰・強制金』北村喜宣」

実定法上、必ずしも「過料」という文言が用いられているわけではない。道路交通法に新設された違法駐車に対する放置違反金(51条の4)は、「秩序罰としての過料」の性格を持つとされる。(同旨 塩野宏「行政法 I 第 5 版」 P 250)

# 法律に基づく義務に係る行政上の秩序罰の例

分類	対象となる行為	根拠	過料の額
	・虚偽の転入届、転居届等をした者 ・正当な理由なく転入届、転居届等をしない者	住民基本台帳法第53条	5万円以下
	・正当な理由なく期間内にすべき届出又は申請をしない者	戸籍法第135条	5万円以下
<b>届出等の義務違反</b>	・期間を定めて届出又は申請の催告をした場合に、正当な理由がなく、期間内に届出又は申請をしない者	戸籍法第136条	10万円以下
	・新たに生じた土地等に表題登記をしない所有者 ・土地が滅失した時に滅失の登記の申請をしない所有者	不動産登記法第164条	10万円以下
約・不正の手段に	・偽りその他不正の手段により住民基本台帳の一部の写しを閲覧し、若しくはさせた者 ・閲覧事項の利用目的外利用、若しくは当該閲覧事項を申出者、閲覧者等以外の者に 提供した者	住民基本台帳法第51条	30万円以下
る証明書等の入	・偽りその他不正の手段により本人確認情報の開示を受けた者	住民基本台帳法第52条	10万円以下
	・偽りその他不正の手段により、届出等の閲覧またはそれに記載している事項について の証明書の交付を受けた利害関係人	戸籍法第134条	10万円以下
	・排除措置命令に違反した者	独占禁止法第97条	50万円以下
令違反	・裁判所の緊急命令に違反した者	労働組合法第32条	50万円以下
	・都道府県知事の勧告に係る措置をしない場合に出された命令に従わない者	浄化槽法第66条の2	30万円以下
その他	・地方独立行政法人でないものがその名称を用いた場合	地方独立行政法人法第100条	10万円以下
	・海技従事者が船舶職員として船舶に乗り組む場合又は小型船舶操縦者として小型船舶に乗船する場合に、船内に海技免許又は操縦免許証を備え置いていない者	船舶職員及び小型船舶操縦者法第32条	10万円以下

# 【参考】

## ○住民基本台帳法

- 第五十一条 偽りその他不正の手段により第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、三十万円以下の過料に処する。ただし、第四十六条の規定により刑を科すべきときは、この限りでない。
- 第五十二条 偽りその他不正の手段により第三十条の三十七第二項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料 に処する。
- 第五十三条 第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条の規定による届出に関し虚偽の届出(第二十四条の二第一項若しくは第二項又は第二十八条から第三十条までの規定による付記を含む。)をした者は、他の法令の規定により 刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。
- 2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条の規定による届出をしない者は、五万円以下の 過料に処する。

### ○戸籍法

- 第百三十四条 偽りその他不正の手段により、第四十八条第二項(第百十七条において準用する場合を含む。)の規定 による閲覧をし、又は同項の規定による証明書の交付を受けた者は、十万円以下の過料に処する。
- 第百三十五条 正当な理由がなくて期間内にすべき届出又は申請をしない者は、五万円以下の過料に処する。
- 第百三十六条 市町村長が、第四十四条第一項又は第二項(これらの規定を第百十七条において準用する場合を含む。)の規定によつて、期間を定めて届出又は申請の催告をした場合に、正当な理由がなくてその期間内に届出又は申請をしない者は、十万円以下の過料に処する。

# ○不動産登記法

(土地の表題登記の申請)

第三十六条 新たに生じた土地又は表題登記がない土地の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内 に、表題登記を申請しなければならない。

(土地の滅失の登記の申請)

第四十二条 土地が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該土 地の滅失の登記を申請しなければならない。

(過料)

第百六十四条 第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項(第四十九条第二項に おいて準用する場合を含む。)、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第 五十七条又は第五十八条第六項若しくは第七項の規定による申請をすべき義務がある者がその申請を怠ったときは、 十万円以下の過料に処する。

## ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第九十七条 排除措置命令に違反したものは、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為につき刑を科するべき ときは、この限りでない。

## ○労働組合法

(緊急命令)

- 第二十七条の二十 前条第一項の規定により使用者が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した労働委員会の申立てにより、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。
- 第三十二条 使用者が第二十七条の二十の規定による裁判所の命令に違反したときは、五十万円(当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の日の翌日から起算して不履行の日数が五日を超える場合にはその超える日数一日につき十万円の割合で算定した金額を加えた金額)以下の過料に処する。第二十七条の十三第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定により確定した救済命令等に違反した場合も、同様とする。

# ○浄化槽法

(設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)

第七条の二 (略)

- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び 公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を 受けるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 第六十六条の二 第七条の二第三項又は第十二条の二第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に 処する。

### ○地方独立行政法人法

(名称)

第四条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならない。

- 2 地方独立行政法人でない者は、その名称中に、地方独立行政法人という文字を用いてはならない。
- 第百条 第四条第二項又は第六十八条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

# ○船舶職員及び小型船舶操縦者法

(海技免状又は操縦免許証の携行)

第二十五条 海技士又は小型船舶操縦士は、船舶職員として船舶に乗り組む場合又は小型船舶操縦者として小型船舶に 乗船する場合には、船内に海技免状又は操縦免許証を備え置かなければならない。

(海技免状又は操縦免許証の譲渡等の禁止)

第三十二条 第十九条第二項の規定又は第二十五条若しくは第二十五条の二(これらの規定を第二十三条第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。